

## R 7 水道事業施設水質検査業務委託仕様書

### 1. 業務名

R 7 水道事業施設水質検査業務委託

### 2. 業務場所

市川三郷町地内

### 3. 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 4. 検査項目

- (1) 検査項目については、別添「水質検査項目一覧表」の内容によること。
- (2) 検査は、水道法に基づく飲料水の検査とすること。

### 5. 検査委託の条件

- (1) 水道法第20条の4項に規定する国土交通大臣及び環境大臣が登録した水質検査機関であり水道水質検査にて、公官庁における実績があること。また、水質検査の日程変更等に対して柔軟に対応できること。
- (2) 水道法施行規則第15条第8項第4号及び第5号（平成24年4月1日施行）並びに水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に基づく規定により、水道事業者等が委託する水質検査機関を選定する際には、水道法全項目検査を実施できる検査所が山梨県内にあり、かつ試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の運搬に対して速やかに実施が可能な範囲で確実であること。速やかに試験できない場合でも冷暗所に保管し、12時間以内に試験することができる範囲であること。また、緊急時には迅速な対応ができる体制が確立していること。併せて、委託者との密接な連絡体制をとることが可能であること。
- (3) 環境省の外部精度管理に参加し『第1群』の評価を得ており、検査精度の確立と信頼性が確保されている検査機関であること。
- (4) 山梨県内の検査施設が、ISO/IEC17025 認定試験所であること、且つ水道 GLP の水質基準項目に関する品質管理の認定を取得していること。
- (5) 検査精度の維持向上のため、社員教育が徹底されていること。

## 6. 検査結果の報告

- (1) 受託者は水質検査の結果を検査日から1ヶ月以内に所定の用紙(A4若しくはA3版)により報告すること。
- (2) 水質検査結果書等の様式は、水道法に基づく様式に準じ作成すること。
- (3) 受託者は検査結果により水質検査が別途必要となった場合、委託者と協議のうえ再度検査を行い、その検査結果を報告すること。

## 7. 水質検査の日程

受託者は、検査計画を立て事前に委託者に報告し了承を得ること。

## 8. 水質検査における採水

- (1) 水質検査に係る容器等は受託者が用意し、検査前日までに委託者が指定する場所に配送する。
- (2) 水質検査の採水は、委託者が行う。
- (3) 水質検査の検体の回収は、受託者が行う。  
なお、突発的な事故及び降雪等により検査日に検体の採取が出来ない場合には、検査日以外に検体の採取を行い、その検体の回収については受託者が行う。

## 9. 水質検査項目の検討と計画

受託者は当該年度の水質検査項目の内容及び、翌年度の調査内容を分析し、水質検査項目及び水質検査計画を立て2月末日までに「水質検査計画書」「水質検査内容表」「水質検査項目表」等を委託者に提出すること。

## 10. 検査結果の異常対応

- (1) 受託者は、水質検査の結果に異常が発見された場合は速やかに委託者に報告し、その後の対応を協議すること。
- (2) 受託者は再検査等について、無償で行うものとする。  
なお、委託者が水質検査項目以外の検査を依頼する場合は、別途検査料を請求するものとする。

## 11. 守秘義務

委託者、受託者双方とも本業務において知り得た情報に対しては、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報に対しては個人情報保護法を遵守し厳密に取り扱うこと。

## 12. その他

- (1) 本契約は単価契約とする。
- (2) 検査料は検査終了、受託者の請求に基づき30日以内に支払いを行うものとする。

令和7年度

水質検査項目件数一覧表

検査種類		上水道		簡易水道			合計
		市川第1	市川第2	三珠地区	市川地区	六郷地区	
毎月検査項目	9項目	8	8	24	32	24	96
省略不可項目	21項目	3	3	12	12	8	38
浄水全項目		1	1	0	4	4	10
原水全項目		3	1	5	4	5	18
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		3	3	1	4	5	16
カルシウム・マグネシウム等	硬度	3	3	9	9	8	32
蒸発残留物		3	3	9	12	8	35
水質管理目標設定項目		1	0	0	0	0	1
鉛及びその化合物		0	0	0	1	0	1
フッ素及びその化合物		0	0	2	1	1	4
アルミニウム及びその化合物		0	0	0	8	4	12
鉄及びその化合物		0	0	0	9	4	13
ナトリウム及びその化合物		0	0	1	0	0	1
マンガン及びその化合物		0	0	1	4	0	5
非イオン界面活性剤		0	0	3	3	2	8
PFOS及びPFOA		1	1	3	4	3	12
クリプトスポリジウム指標菌	大腸菌	0	0	16	12	36	64
クリプトスポリジウム指標菌	嫌気性菌	0	0	16	12	36	64
クリプトスポリジウム原虫		0	0	4	4	12	20

《浄水》		
上水道	市川第1	
	市川第2	
簡易水道	第一簡水	
	第二簡水	
	下芦川簡水	
	山保簡水	帶那水系
	八之尻・入簡水	
	山保簡水	四尾連水系
	山保簡水	新四尾連水系
	中央簡水	
	岩下簡水	
	網倉・五八簡水	
《原水》		
上水道	市川第1	第1
	市川第1	第4
	市川第2	第2
	大同上水(第3)	第3
簡易水道	第一簡水	第3
	第一簡水	第4
	第二簡水	高萩
	下芦川簡水	下芦川
	樋田	樋田
	山保簡水(帶那水系)	第3
	八之尻・入簡水	八之尻
	山保簡水(四尾連水系)	第1
	山保簡水(四尾連水系)	第5
	山保簡水(新四尾連水系)	
	中央簡水	芝間
	中央簡水	楠甫
	中央簡水	木戸前
岩下簡水	第1	
網倉・五八簡水	網倉	